令和7年度

蟹江町職員採用試験案内【保健師職】

愛知県海部郡蟹江町

第1次試験日	令和7年7月13日(日)
申込期間	令和7年5月1日(木)から6月2日(月)まで
申込方法	あいち電子申請届出システムによる (事前に申込書及び受験票の作成が必要です。)

問い合わせ及び受験申込書請求・提出先

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町 総務部 総務課 職員係

電話 0567(95)1111

内線 124

1 試験区分・採用予定人員・受験資格等

採用予	受験	資 格
定人員	年 齢 · 学 歴 等	取得資格・履行科目
若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方	保健師免許を有す る方又は令和8年3 月31日までに免許 申請が可能な方

次に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方 (以下はその主な内容です。)

- 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその 執行を受けることがなくなるまでの者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその 下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験場・試験の種類・内容等

穿	第 1 次	試験		第 2 次 試 験
試驗	場	種	類	試験場及び種類
蟹江中央公	民館分館	教 専 門 作 文 性格特	試 試 試 験 性検 査	第1次試験合格者のみ 後日通知します

第1次試験の種類及び内容は、次のとおりです。

教養試験 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う

問題(20問)

文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能

力を問う問題(20問)

〔択一式 40問 解答時間 2時間〕

専門試験 (出題分野)

公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福

祉行政論

〔択一式 30問 解答時間 1時間30分〕

作文試験題は、試験当日発表します。

〔解答時間 1時間〕

性格特性検査 公務員に求められる資質について、性格特性をみ

る検査です。

[150問 解答時間 20分]

3 試験日程

(1) 第 1 次試験 令和 7 年 7 月 1 3 日 (日)

試験時間 午前9時から午後4時頃まで

(2) 第 2 次試験 令和 7 年 8 月中旬

(詳しい日程については、第1次試験合格者に通知します。)

4 受験手続

(1) 申込方法

インターネット(電子申請)により申込んでください。

インターネット(電子申請)による申込には次のものが必要です。

- パソコン又はスマートフォン
- ・受験者本人のメールアドレス (パソコン又はスマートフォンのメールアドレス)

$\mathcal{N} \cap \mathcal{N} \cap $	
①利用者登録	「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、利
	用者登録をしてください。
\downarrow	
②申込情報入力	試験申込画面から必要事項を入力し、「申込む」ボタ
	ンを押して、申込データを送信してください。
\downarrow	
③受付完了	受付完了後にメールが送信されます。
\downarrow	
④受験票郵送	受験票が郵送されます。
\downarrow	
⑤受験票作成	顔写真の貼付等を行い、受験票を作成してください。
	作成した受験票は、第1次試験当日に持参してくださ
	しい。

(2) 提出書類

- ①採用試験申込書(蟹江町ホームページから入手できます。)
- ②受験票(蟹江町ホームページから入手できます。)
- ③卒業証明書 (原本) 又は卒業見込証明書 (原本)
- ④保健師免許証の写し又は免許取得見込証明書 (原本)
 - ※ ①及び②については、第1次試験申込時にあいち電子申請・届出 システムにより提出してください。
 - ※ ③及び④については、第2次試験時に提出してください。 なお、提出書類についてはお返しいたしません。

5 合格者の発表等

- (1) 第1次試験令和7年7月下旬に通知します。
- (2) 第2次試験令和7年9月中旬に通知します。
- (3) 採用予定年月日 令和8年4月1日

6 合格の取消し

受験資格及び採用試験申込書記載事項を調査した結果、受験資格がない 場合又は記載事項に不正がある場合には、合格が取り消されることがあり ます。

保健師免許を取得見込みの方は、令和8年3月31日までに免許申請ができない場合は採用されません。

7 給 与

(1) 給 料

(令和7年4月1日現在)

学 歴 区 分	大 学 卒
初 任 給	235,400円(地域手当含む)

- (2) 扶養手当、通勤手当、住居手当などがそれぞれ条件に応じて支給されます。
- (3) 期末手当が年2回(6月・12月)、また勤務成績に応じて勤勉手当が 年2回(6月・12月)支給されます。
- (4) 町条例に基づき経験年数の加算があります。